



令和6年4月1日から 電子契約を導入します！

岐阜県では、記名押印、紙の製本、対面による書類の受け渡し等が必要な従来の書面による契約締結事務に対し、新たに電子契約を導入することとしました。これにより、**事業者等の利便性向上及び事務負担の軽減**を図るとともに、**県の事務効率化・簡素化**を実現します。

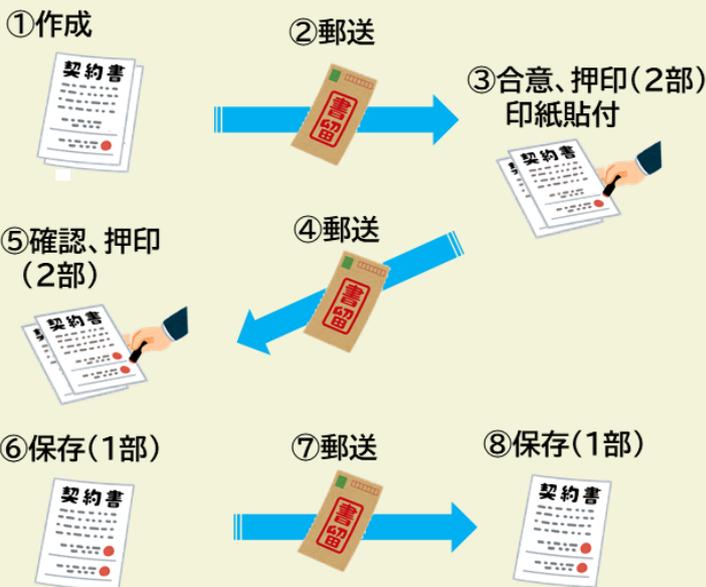
(書面契約と電子契約の比較)

書面契約

岐阜県



事業者等

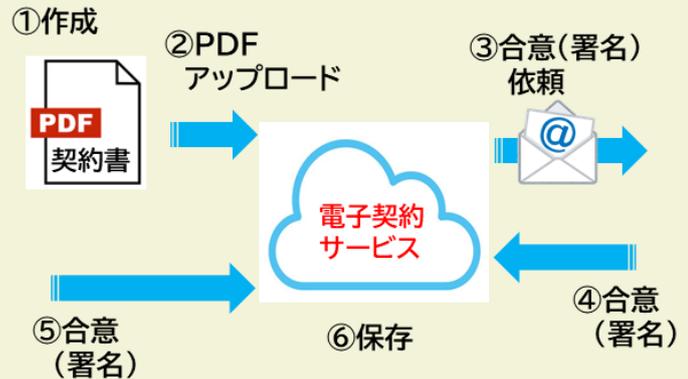


電子契約

岐阜県



事業者等



電子契約のメリット

- ・コストの削減(印紙、郵送、紙等の費用が不要)
- ・手続きの迅速化(契約締結までの時間が短縮)
- ・契約書(電子)の保管・検索等の利便性向上

電子契約の対象 (令和6年4月1日～)

県が締結する工事請負、業務委託等の原則全ての契約

※土地売買等に関する契約等、一部の契約を除きます。

※引き続き、従来の書面を用いた契約も可能です。

詳細は、以下の県ホームページをご確認ください。

(二次元コード)



<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/343801.html>



岐阜県 清流の国推進部 デジタル推進局 デジタル戦略推進課
(問合せ先) Tel 058-272-8153 Mail c11178@pref.gifu.lg.jp